

第 2 3 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

上富良野町農業委員会

第23回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年5月10日(金) 午後6時00分から午後7時20分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	6	井村 悦丈	7	井村 昭次
8	杉本 隆一	9	岡和田 淳	10	石橋 信次
11	富田 成一	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員

席順	委員名				
5	館尾 雄治				

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条の諮問の答申について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第8 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第5号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	坂弥 雅彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後6時00分） （着席）

事務局長	<p>全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。</p> <p>開会の宣言</p>
事務局長	<p>只今より、第23回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。 12番 青地 修 職務代理に合わせ、ご唱和ください。</p>
青地職務代理	<p>「唱和」</p>
事務局長	<p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第23回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。</p> <p>日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「局長」</p>
事務局長	<p>諸般の報告（別紙）</p>
議 長	<p>以上をもって諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第1会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、10番 石橋信次 君、11番 富田成一 君を指名いたします。</p> <p>日程第2 報告第1号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。 （〇〇番 〇〇〇〇委員 退席）</p> <p>報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」</p>
事務局	<p>報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定に基づく諮問の答申、1件の報告をいたします。報告第1号朗読。</p>
議 長	<p>報告第1号について、発言はありませんか。</p> <p>「発言なし」の声あり</p> <p>発言がなければ、報告第1号を終わります。</p> <p>〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇番 〇〇〇〇委員 着席）</p>

議 長	<p>日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」</p>
事務局	<p>報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった 貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇〇〇 ほか2件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。 番号1、番号2とも引き渡し時期が12月であります、事務局への提出が4月になってからでしたので、その旨ご報告いたします。</p>
議 長	<p>報告第2号について、発言はありませんか。</p> <p>「発言なし」の声あり</p> <p>発言がなければ、報告第2号を終わります。</p>
事務局	<p>日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」</p> <p>諮問第1号について、ご説明いたします。日の出地区農用地利用改善事業実施組合ほか1組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権1件、賃貸借1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。</p> <p>平成25年5月10日提出 上富良野町長 向山 富夫 農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。 審議の資料として、調査書をご覧ください。 以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。</p>
議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 諮問第1号 賃3番について、提案に関する補足説明を願います。 「6番 井村悦丈委員」</p>
井村悦丈 委員	<p>6番 井村です。賃3番について、補足説明いたします。 3月18日に日の出地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。 賃3番 出し手〇〇〇〇さん 再処分の賃貸です。所在地は〇町〇丁目の〇〇号道路付近で、JR線路の北側の田となります。受け手〇〇〇〇さん 賃貸の継続となり、酪農経営をしております。10aあたり9,000円の3年間、平成27年6月末日までの賃貸が決定しております。 慎重審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。</p> <p>「なしの声あり」</p>

議 長	<p>なければ、これをもって質疑を終了いたします。 これより、賃3番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>諮問第1号 所7番について、提案に関する補足説明を願います。 「7番 井村 昭次 委員」</p>
井村昭次 委員	<p>7番 井村です。所7番について、補足説明いたします。 4月4日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。 所7番 出し手〇〇〇〇さん 規模縮小による売却であります。所在地は〇〇号道路、〇〇線の附近となります。受け手〇〇〇〇さん これまで賃貸でしたが、今回取得することになりました。5筆ありますが畑の合間に原野があり、その部分も含めて、10aあたり75,000円となりました。 慎重審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。</p>
青地職務代理	<p>確認なのですが、地目、公簿が宅地となっておりますが、現況が畑なので農業委員会で扱うことができるということを確認したい。</p>
事務局	<p>農地基本台帳で、現況は畑と確認しております。農地としての扱いであります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>「なしの声あり」の声あり</p> <p>なければ、これをもって質疑を終了いたします。 これより、所7番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」</p>
事務局	<p>議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇 ほかに1件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。</p> <p>平成25年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実</p>

事務局	<p>許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。</p> <p>審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。</p>
議長	<p>議案第1号 1番、2番について、提案に関する補足説明をお願いします。</p> <p>「6番 井村悦丈 委員」</p>
井村悦丈 委員	<p>6番 井村です。議案第1号 1番、2番の補足説明いたします。</p> <p>1番、出し手〇〇〇〇さん 現在、旭川に居住しており、受け手〇〇〇〇さん これまで〇〇〇〇さんが賃貸されていましたが、昨年12月合意解約され、再処分により、所在地、宮町5丁目、自衛隊官舎の横の田2筆の賃貸借となります。</p> <p>2番、出し手〇〇〇〇さん 現在、旭川に居住しており、受け手〇〇〇〇さん 先ほどと同じくこれまで〇〇〇〇さんが賃貸されていましたが、昨年12月合意解約され再処分により、隣接地であります宮町5丁目、自衛隊官舎のまわりに位置する田5筆の賃貸借となりました。</p> <p>慎重審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>これをもって、提案に関する補足説明を終わります。</p> <p>これより、議案第1号1番、2番の質疑に入ります。</p> <p>発言はありますか。</p>
	<p>「なしの声あり」の声あり</p>
	<p>これをもって質疑を、終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号、1番を採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
	<p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>つづいて、議案第1号、2番を採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
	<p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第6 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」</p>
事務局	<p>議案第2号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった、有限会社〇〇〇〇 ほか1件について、審議を求めます。</p> <p>平成25年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実</p>

事務局	<p>許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等の建設のため、また、2番は農振区域外の第3種への共同住宅建設のため、いずれも転用計画に問題はないと考えます。</p> <p>審議資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読。</p>
議 長	<p>議案第2号 1番、2番について、提案に関する補足説明をお願いします。</p> <p>「6番 井村悦丈 委員」</p>
井村悦丈 委員	<p>6番 井村です。議案第2号 1番、2番の補足説明いたします。</p> <p>1番、転用申請者は有限会社〇〇〇〇 さん、所在地は、〇〇道路の奥にあります。演習場の手前であります。転用理由は、既存牛舎の隣接する申請地に規模拡大のため、新たに牛舎・作業スペースを建設するものです。</p> <p>2番、転用申請者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、所在地は小玉病院の北側にあり、区域は第3種となります。</p> <p>転用理由は、共同住宅（1棟6戸）を建設するものです。</p> <p>慎重審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>
富田委員	<p>2番の〇〇〇〇さんは、相続か何かされたのでしょうか。</p>
事務局	<p>親である〇〇〇〇さんが亡くなり、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの子になります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>「なしの声あり」の声あり</p> <p>なければ、これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号、1番を採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>つづいて、議案第2号、2番を採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>

議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)</p> <p>議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」</p>
事務局	<p>議案第3号について、ご説明いたします。 農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった、〇〇〇〇 について、審議を求め る。</p> <p>平成25年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実 許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等の整備のため、転用計画に問題はないと考えます。 審議資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読。 (※農振地域整備計画の変更予定を説明。)</p>
議 長	<p>議案第3号について、提案に関する補足説明をお願いします。 「11番 富田成一 委員」</p>
富田委員	<p>11番 富田です。議案第3号について、補足説明いたします。 転用申請者は〇〇〇〇さん、所在地は〇〇線、〇〇号沿いです。農産物の直売所の売店、 駐車場及び農産物の堆積場として転用申請をするものです。 慎重審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。</p> <p>「なしの声あり」の声あり</p> <p>なければ、これをもって質疑を終了いたします。 これより、議案第3号を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。 (〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)</p> <p>日程第8 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題と いたします。 議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」</p>

事務局	<p>議案第4号について、ご説明いたします。 農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ほか1件について、審議を求める。 平成25年5月10日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実 いずれの計画も、農振地域外の第2種農地であり、転用目的に問題はないと考えます。 審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。以下、内容を朗読。</p>
議 長	<p>議案第4号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。 「1番 長谷川 委員」</p>
長谷川委員	<p>1番 長谷川です。議案第4号、1番について、補足説明いたします。 1番、出し手 ○○○○さん、所在地であります、先ほどの報告事案にありましたが、○○○○との賃貸借をしていたところ解約し、第5条での申請となります。現況は傾斜地で、すでに木で茂っているような状況のところでは、慎重審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>これをもって、提案に関する補足説明を終わります。 これより、議案第4号、1番の質疑に入ります。 発言はありませんか。</p> <p>「なしの声あり」の声あり</p> <p>これをもって質疑を、終了いたします。 これより、議案第4号、1番を採決いたします。 本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第4号 2番について、提案に関する補足説明をお願いします。 「3番 白井 委員」</p>
白井委員	<p>3番 白井です。議案第4号 2番について、補足説明いたします。 出し手 ○○○○さん、所在地は、○○線沿いで、(旧)住宅の横の土地となります。 これまで、○○○○さんに賃貸借をしておりましたが、期間満了され、○○○○さんも賃貸借を継続するのは難しいということもあり、カラマツ植林を転用目的に売買となります。 図面をご覧いただいて分かると思いますが、細長い農地であり、農地として不向きな面があるところでは、慎重審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>これをもって、提案に関する補足説明を終わります。 これより、議案第4号、2番の質疑に入ります。 発言はありませんか。</p>

富田委員	<p>転用者が〇〇〇〇氏となっているが、〇〇〇〇氏が〇〇〇〇氏に売買をし、そして、〇〇〇〇氏が転用をする。つまり、会社役員が農地を購入する、その後、購入者が転用手続きをすると解釈してよいか。</p>
事務局	<p>農地法第5条は、農地を農地以外の目的に供するため転用する場合で、しかも権利を設定し、あるいは権利の移転を行うものであります。第4条は、所有者自らが転用する場合であります。所有者が第4条で転用し、その後に、所有権の移転をするといった2段階での手続きではありません。また、また、農業振興地域内の農用地区域である土地については、農用地区域から除外後でないとは転用申請ができないなど、いろいろな制限はあります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>「なしの声あり」の声あり</p> <p>これをもって質疑を、終了いたします。 これより、議案第4号、2番を採決いたします。 本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9 議案第5号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について」の件を議題といたします。 事務局より、議案第5号を説明いたします。 「事務局」</p>
事務局	<p>議案第5号について、ご説明いたします。 先の協議会でご審議いただきました、評価及び点検並びに活動計画について意見募集を4月1日まで行いましたが、期間中に意見が寄せられなかったことから、原案のとおり決定することについて、審議を求めるものでございます。 先の協議会に添付した資料と同じものとなりますので、今回、資料添付しておりませんが、ご了解いたします。</p>
議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより、議案第5号の質疑に入ります。 発言はありませんか。</p> <p>「なしの声あり」の声あり</p> <p>これをもって質疑を、終了いたします。 これより、議案第5号を採決いたします。 本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。</p>

議 長 第23回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後7時20分

上記第23回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成25年 5月10日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____